

令和7年度第2回習志野市子ども・子育て会議 会議録

1 日 時 令和7年10月29日(水)午後5時30分から午後6時43分

2 開催場所 市庁舎3階 大会議室ABC

3 出席者 (敬称略)

【会長】 千葉経済大学短期大学部 上村 麻郁

【副会長】 淑徳大学看護栄養学部 鈴木 茜

【委員】 習志野市立こども園 石川 由美

習志野市私立幼稚園・認定こども園協会(事業者代表) 飯塚 源太

私立保育園 中村 麻衣子

習志野市立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 倉知 真紀

市立保育所・私立保育園 片岡 里奈

習志野市PTA連絡協議会 渡邊 恵美

習志野市私立幼稚園・認定こども園協会(保護者代表) 長谷川 郁美

公募委員 横山 智子

習志野市小中学校長会 山下 欣宏

習志野商工会議所 青池 朝成

<欠席委員2名>

【職員】 こども部 部長 佐々木 博文、次長 奥山 昭子

こども保育課 課長 鶴岡 佑介、主幹 松田 裕美

係長 辻村 純子、係長 青柳 翔

係長 福本 勇真

子育てサービス課 課長 志摩 豊

こども家庭課 課長 奥井 菜摘子、主幹 堂前 幸子

児童育成課 課長 渡辺 雅史、係長 番匠 成樹

ひまわり発達相談センター 所長 内村 幸輔

【事務局】 こども政策課 課長 鈴木 貴幸、主幹 新井 理香

係長 清水 隆之、係長 谷川 宗平

副主査 藤崎 佐和子、主任主事 武本 希

主事 古木 優人

【傍聴人】 なし

4 議題

第1 会長の選出

第2 副会長の選出

### 第3 会議の公開

### 第4 会議録の作成等

### 第5 会議録署名委員の指名

### 第6 協議

(1) 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）について

(2) 就学前教育・保育に係る市立施設のあり方について

### 第7 その他（事務連絡等）

## 5 会議資料

資料1 習志野市子ども・子育て会議委員名簿

資料2 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）について

資料3 就学前教育・保育に係る市立施設のあり方（素案）

## 6 議事内容

### 第1 会長の選出

委員の互選（指名推選）により、上村 麻郁 委員に決定した。

### 第2 副会長の選出

委員の互選（会長一任）により、鈴木 茜 委員に決定した。

### 第3 会議の公開

原則公開としたうえで、内容により公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度、議決することに決定した。

### 第4 会議録の作成等

要点筆記とし、会議名・開催日時・開催場所・出席者氏名・審議事項・会議内容・発言委員名及び所管課名を記載のうえ、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公表することを決定した。

### 第5 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、中村 麻衣子 委員及び倉知 真紀 委員を指名し、決定した。

### 第6 協議

(1) 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）について

【事務局より、資料2に基づき説明】

【上村 麻郁 会長】

ただいまの説明に対して意見や質問はあるか。

【横山 智子 委員】

確認だが、令和8年度は私立施設のみで本制度を実施し、市立こども園では実施しないということによいか。

向山こども園において、令和8年1月から先行実施するとあったが、来年度以降の市立施設での実施は、どのように考えているのか。

【こども保育課長 鶴岡】

来年度以降の実施予定については、「習志野市こども若者まんなか計画」において示している。令和8年度については、私立施設において実施意向があった6施設とともに、引き続き市立向山こども園においても実施する予定である。

【上村 麻郁 会長】

その他、何か意見や質問はあるか。

【一同】

なし

【上村 麻郁 会長】

こども誰でも通園制度はわかりづらい部分があるため、こども家庭庁のホームページ等に詳しい説明が掲載されているので確認していただければと思う。先ほどの説明に、2月頃に書面による意見聴取を予定しているとのことなので、その際にまたご意見いただければと思う。

事務局においては、令和8年4月からの民間施設での事業実施に向けて、認可及び確認の手続きを進めていただきたい。

(2) 就学前教育・保育に係る市立施設のあり方について

【事務局より、資料3に基づき説明】

【上村 麻郁 会長】

ただいまの説明に対して意見や質問はあるか。

【飯塚 源太 委員】

資料3の16ページにある「3. 市立保育所施設」の(1)の3行目に、「既存の私立保育施設では、少子化の進行に加え、保育士不足や保護者ニーズの多様化などにより、将来的に運営が困難となる状況が生じることも懸念されます。このことから、谷津保育所・本大久保第二保育所・秋津保育所・谷津南保育所は私立化をせず市立保育施設として引き続き存続します。」と記載されている。

これは、たまにニュースになるような、ある日突然保育園が閉園し、保護者と子どもが困る状況を想定し、受け皿となるように市立保育所も存続していくということか。

【こども政策課長 鈴木】

そのような状況についても想定している。

民間施設では、実際に経営が悪化した場合に撤退することも考えられ、その際、一番影響を受けるのは保護者や子ども達である。

市立施設を存続させることにより、私立施設で定員に余裕がある場合には、市立施設において募集人数を抑制し、私立施設にて受け入れてもらうことができる。

一方で、保育需要が増加した場合においても、市立施設があることで、定員の弾力化などの柔軟な対応がとれることから、お示しした期間においては、市立施設はそのまま存続させるという方向を定めたものである。

【飯塚 源太 委員】

前回の会議資料では、「需給差を調整する機能」と記載していた。指摘したため表現を変更したのだと思うが、以前のまま「需給差の調整」と明記し、具体的な調整方法を示せば、筋も通ると思う。

「民業圧迫」という言葉がある。本来、民間施設が撤退したときのために公立施設は必要であるが、経営の観点でいえば、公立施設が存在するだけで、民間施設に影響を及ぼしている。誤解のないように言うが、公立施設にしかできないことがあるため、民間施設も公立施設も両方とも必要だと考える。

ただし、市は民間施設と公立施設の差別化が十分にできていないと感じる。一保護者の立場からすると、私立施設も公立施設も選べるなかで、差別化が図られていないと選択の判断が難しくなるため、法律で規定されている以上の差別化を打ち出してもいいのではないか。

民間施設の定員が埋まらない場合に、公立施設での受け入れを制限することについて、曖昧な表現にするより、「需給差の調整」と明記し、理由とともに調整方法を記載したほうが、市民の理解を得られるのではないかと考える。

次の質問だが、市立施設を私立化しない理由は、私立施設における今後20年から30年の長期的な持続性を見込めないからなのか。

【こども政策課長 鈴木】

私立施設の持続性よりも、資料3の16ページの「3. 市立保育所施設」の(1)の前段で触れているが、就学前児童の人口が減少することは見込まれる。

ただ一方で、鷺沼特定土地地区画整理事業により、鷺沼地区に新たなまちの誕生が予定されていることから、「習志野市こども若者まんなか計画」に記載している保育提供体制は、確保する必要があると考えている。

その確保方法として、現状においても、私立施設によっては厳しい状況にあることを踏まえ、これ以上、私立施設を増やして私立同士が潰し合う状況とならないような方向性を示していきたい。

【飯塚 源太 委員】

大規模改修工事は、保育室や床面積を増やす工事ではないという理解でよいか。

【こども政策課長 鈴木】

就学前児童人口が増えることは予測していないため増設ではなく、基本的に施設をより使いやすいように改修するものである。

【飯塚 源太 委員】

本大久保第二保育所は、移転を検討しているということだが、移転先の目途はあるのか。

【こども政策課長 鈴木】

移転も含めた検討ということで申し上げるが、本大久保第二保育所は、記載のとおり建築後50年を経過し、かなり老朽化が進んでいるというなかで、施設の敷地面積が狭く、改修工事が困難である。

同じ第六中学校区には、令和9年度末に市立杉の子こども園と統合する屋敷幼稚園があることから、屋敷幼稚園跡への移転や現施設での改修の可能性を含め、検討している状況である。

【上村 麻郁 会長】

その他意見や質問はあるか。

【一同】

なし

【上村 麻郁 会長】

ただいまの協議を振り返ると、次のような意見・質疑があった。

1点目、市立施設は、民間施設が閉園した場合の保育の受け皿となるという表現で記載しているが、児童福祉法第24条において、市町村の保育所における保育の実施義務が定められていることを踏まえ、各施設の受け入れ数を調整する「利用調整」にも言及し、市の責任を明確かつわかりやすく記載したほうがよいのではないかという意見があった。

2点目、市立施設と民間施設の差別化については難しい問題である。

どの施設でも同じ保育を受けられることは、こどもの権利という観点から重要で

ある。最低限の基準、いわゆるミニマムスタンダードといわれるところをいかに担保しつつ、それぞれの施設の特色を出していくのか。さらに、そこから市立施設と民間施設をどのように差別化していくのかということについては、また改めて議論する場を設けてもよいと思う。

本日の協議では、市立施設のあり方の方向性に対する意見等はなかったが、今後実施する関係地域や施設の保護者等への説明会において、丁寧に説明するとともに、意見等があった場合には、その趣旨を十分に踏まえて策定していただきたい。

本日の協議事項は、以上とする。

#### 第7 その他（事務連絡等）

こども政策課長より、今後の会議予定についての連絡及び習志野市子ども・子育て会議の組織体制の見直しについて説明があった。